

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 3 日

各都府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専 務 理 事 山 崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

印紙税非課税措置について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、租税特別措置法により、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合において、その被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられております。

この度、国土交通省より、自然災害に係る被災者生活再建支援法の適用対象となる該当区域に、新たに次の区域が追加される旨の連絡がありました。

<追加区域>

- ・令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨災害：鹿児島県霧島市、鹿児島県姶良市、福岡県福津市、熊本県熊本市、熊本県八代市、熊本県上天草市、熊本県美里町、熊本県甲佐町

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

別添 1_国交省事務連絡

別添 2_郵送提出に関するお願い

【参考 URL】

- ・内閣府HP（被災者生活再建支援法の適用状況について）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html>
- ・国税庁HP（印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い）
<<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/inshi/annai/pdf/yusou.pdf>>
- ・国税庁HP（「印紙税過誤納確認申請書」の様式）
<<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/inshi/annai/23120083.htm>>

【担当】事業部 本多（代理送付：平石）
TEL：03-3551-9396
FAX：03-3555-3218
E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp